（様式①）

事　業　計　画　書　目　次

［財政局］　　１７款1項18目　自動車事業会計繰出金　　（単位：千円）

計画書頁	事　業　名	令和２年度		令和元年度		増△減（２－元）		38の政策	新規・拡充
		総額	一財+市債	総額	一財+市債	総額	一財+市債		
38	児童手当補助金	86,400	86,400	85,440	85,440	960	960		
39	地共済追加費用負担補助金	222,465	222,465	238,523	238,523	△ 16,058	△ 16,058		
	計	308,865	308,865	323,963	323,963	△ 15,098	△ 15,098		

(様式②－1)　　令　和　２　年　度　事　業　計　画　書　（局・統 括 本 部）

［　財政　局　　総務　　課］

事　業　名
17 款　1 項　18 目 **児童手当補助金**

特記事項	
中期計画-３８の政策	
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-３８の政策	
政策番号	主な施策番号

令和元年度事業評価書番号	17-1-18 1
令和元年度事業評価書番号	

（単位：千円）

区　分	金　額	財　源　内　訳				一 般 財 源 等	
		国	県			市債	一般財源
令和２年度	86,400	0				0	86,400
補助事業							
単独事業		補助率　　%					
令和元年度	85,440						85,440
増△減	960	0	0	0	0	0	960

歳出		平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算	事業費	91,392	90,204	90,312
	市債＋一般財源	91,392	90,204	90,312
決算	事業費	84,811	82,482	80,958
	市債＋一般財源	84,811	82,482	80,958

歳出		令和３年度	令和４年度
予算	事業費	85,225	84,226
	市債＋一般財源	85,225	84,226

方針に関する決裁　種別()
有（　　）・(無)

【 事業の目的・必要性及び令和２年度実施内容 】

地方公営企業職員にかかる児童手当に要する経費のうち、国（総務省）の繰出基準に基づき、一般会計からの補助金を予算計上します。

なお19年度から、従来3歳以上からだった児童手当補助に関する給付基準が3歳未満の児童手当の30%まで拡充され、3歳未満の児童手当が1人目から10,000円支給（従前は1～2人目は5,000円、3人目から10,000円）となり、さらに22年度より子ども手当に変更され、支給額が1人あたり13,000円に拡充されています。

また、平成23年10月から3歳未満及び第3子については、15,000円支給に拡充、それ以外については、10,000円支給に減額されています。

その後、平成24年６月分の児童手当から、受給者の所得が所得制限限度額を超える場合（特例給付）が加わっています。

【 実績及び今後見込み 】

○実績及び見込み金額は上段の推移表を参照。

なお、総務省の繰出基準に基づく補助金であり、今後、法令や繰出基準が変更となった場合は、金額の増減が発生します。

参考：これまでの繰出基準推移（19年度以降抜粋）

	変更前		変更後
平成19年４月～	３歳未満児童１～２人目は支給額5,000円 ３歳未満の児童は繰出基準対象外	➡	３歳未満児童１人目から支給額10,000円 ３歳未満の児童は支給額30%が繰出基準対象
平成22年４月～	３歳未満児童１人目から支給額10,000円 ３歳未満の児童は支給額30%が繰出基準対象	➡	中学修了まで一律13,000円、３歳未満の児童は 支給額から7,000円を除いた額が繰出基準対象
平成23年10月～	中学修了まで一律13,000円、３歳未満の児童は 支給額から7,000円を除いた額 が繰出基準対象	➡	３歳未満児童及び第３子は支給額15,000円、 それ以外は支給額10,000円 ３歳未満児童は支給額から7,000円を除いた額が繰出基準対象
平成24年６月～	３歳未満児童及び第３子は支給額15,000円、 それ以外は支給額10,000円 ３歳未満児童は支給額から7,000円を除いた額 が繰出基準対象	➡	３歳未満児童及び３歳から小学生までの第３子以降は 支給額15,000円、それ以外は支給額10,000円、 ただし、受給者の所得が所得制限限度額を超える場合は 支給額5,000円（特例給付） ３歳未満児童は支給額の8/15が繰出基準対象額

【 事業費の内訳 】

３歳未満				３歳～中学生まで		第３子（３歳～小学校修了前）		特例給付	
延支給児童数(人)	年間支給額(千円)	補助対象額		延支給児童数(人)	年間支給額(千円)	延支給児童数(人)	年間支給額(千円)	延支給児童数(人)	年間支給額(千円)
15,000円/月	(a)	年間支給額	(b)	10,000円/月	(c)	15,000円/月	(d)	5,000円/月	(e)
90	16,200	×8/15	8,640	499	59,880	90	16,200	28	1,680

※30年度決算において精算は発生していない。

補助対象額　(b)＋(c)＋(d)＋(e)　＝　86,400　千円

【 事業スケジュール 】

○年間の児童手当支給額を基に、年度末に一括補助

【 事業開始年度 】

○平成12年度に繰出基準に追加され、同年度から補助開始

【 根拠法令 】

○地方公営企業法　第17条の３

○地方公営企業繰出基準（総務省）

【 根拠とするデータ等 】

○横浜市交通局職員数

	課長	係長	庶務係
本資料は、公正・適正に作成しました。	藤村　英樹	田中　郁雄	阿武　拓実

(様式②－1)

令 和 2 年 度 事 業 計 画 書 （局・統 括 本 部）

［ 財政 局 総務 課］

事 業 名
17 款 1 項 18 目 **地共済追加費用負担補助金**

特記事項	
中期計画-３８の政策	
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-３８の政策	
政策番号	主な施策番号

令和元年度事業評価書番号	17-1-18 2
令和元年度事業評価書番号	

（単位：千円）

区 分	金 額	財源内訳 国	県			一般財源等 市債	一般財源
令和２年度	222,465	0				0	222,465
補助事業							
単独事業		補助率 %					
令和元年度	238,523						238,523
増△減	△ 16,058	0	0	0	0	0	△ 16,058

歳出		平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算	事業費	262,537	212,334	250,580
予算	市債＋一般財源	262,537	212,334	250,580
決算	事業費	187,704	239,307	216,484
決算	市債＋一般財源	187,704	239,307	216,484

歳出		令和３年度	令和４年度
予算	事業費	234,438	230,573
予算	市債＋一般財源	234,438	230,573

方針に関する決裁 種別()
有（ ）・(無)

【 事業の目的・必要性及び令和２年度実施内容 】

１ 地共済追加費用の概要

地方公務員等共済組合法が昭和37年12月1日から施行され、これより前に職員としての在籍期間を有する組合員については、その期間についても、年金支給額算定の基礎となりました。

しかし、昭和37年12月1日以降の期間にかかる財源だけでは、その職員に対する長期給付の資金に不足が生じることから、その不足額を追加費用として、その職員が在籍した地方公共団体（公営企業においては、その職員の在籍した企業会計）が負担しています。

２ 自動車事業のみ繰出し基準化した理由

共済追加費用は、官民の年金制度の違いから、民営バス事業者が負担しない費用であり、これまでは公営バス事業者が料金収入で賄ってきました。しかし、平成14年2月から乗合バス事業の規制緩和が実施されることを受け、規制緩和の実施による競争条件を同じくする観点から、平成13年度からこの追加費用について財政措置がなされるものとされました。

【 実績及び今後見込み 】

○実績及び見込み金額は上段の推移表を参照

基礎となる給料総額や共済組合の追加費用率は毎年変動しているため、補助額も変動していきます。

（参考）追加費用率の推移

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度
５４．５／１０００	５６．５／１０００	４４．３／１０００	２７．５／１０００	２８．８／１０００	３０．９／１０００	２８．８／１０００

※予算積算時点

【 事業費の内訳 】

追加費用の算出式

当該年度の４月１日における地方公共団体職員の掛け金の標準となる給料総額に12を乗じた額に追加費用率を乗じた額。

標準報酬制(12か月分) 7,724,472 千円 ×28.8 /1000(R2予算追加費用率)＝ 222,465 千円 (a)

※追加費用率については、毎年総務省から各共済組合毎に適用すべき率等が告示され、この告知を受け各共済組合が自組合分の費用率を計算する。

平成30年度不足精算額 (b)	0 千円

補助額 (a) ＋ (b) ＝ **222,465** 千円

【 事業スケジュール 】

○毎年９月末頃に追加費用額が確定、その後年度末までに繰出。

【 事業開始年度 】

○平成13年度に繰出基準に追加され、同年度から補助開始

【 根拠法令 】

○地方公営企業法 第17条の３

○地方公営企業繰出基準（総務省）

【 根拠とするデータ等 】

○横浜市交通局職員数

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長 藤村 英樹	係長 田中 郁雄	庶務係 阿武 拓実